

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成十三年秋田県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の四号を加える。

九 法第十二条の四第一項の規定により保護者に対し命ずること。

十 法第十二条の四第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間を更新すること。

十一 法第十二条の四第三項の規定により聴聞を行うこと。

十二 法第十二条の四第六項の規定により同条第一項の規定による命令を取り消すこと。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第十条第一項後段の規定により警察署長に対し援助を求めること。

附 則

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。